

【森林環境譲与税※の活用方針】

- 森林環境譲与税の使途は、森林の整備に関する施策及び森林の整備の促進に関する施策に制限されています。
- 茅ヶ崎市では森林環境税の趣旨を踏まえ、市管理地における継続的な森林整備、特別緑地保全地区の用地取得促進、地域産木材の利活用促進に利用していきます。

【※森林環境税及び森林環境譲与税】森林環境税は、国民一人一人が等しく負担を分かち合っており、森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、令和6（2024）年度から賦課徴収されるものになります。
国が徴収した森林環境税は、「森林環境譲与税」として市町村及び都道府県に配分されます。

① 清水谷等重点保全業務委託

- 令和5年度に引き続き、清水谷特別緑地保全地区内の樹木伐採を行ったもの。令和6年度は、隣接地越境木及び危険木等の伐採を実施。
- 樹木伐採に不測の日数を要し、年度内に完了せず令和7年度に繰越。

【事業費】8,864千円（うち譲与税：4,582千円）

② 清水谷特別緑地保全地区木道撤去及び新設工事

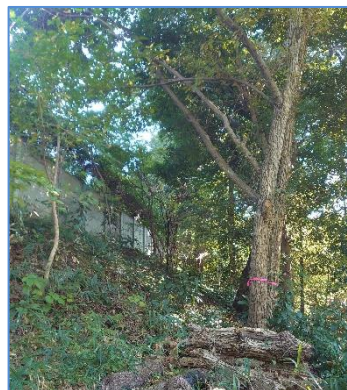
- 清水谷特別緑地保全地区において、老朽化した木道の架け替え工事を実施。木材利用促進のため、全体に県産木材を使用し、一部には昨年度清水谷内で発生した伐採材を再利用。なお、木材には令和5年度に作成したベンチ同様、樹脂含浸処理を施し、耐久性を高めて使用。

【事業費】7,137千円（うち譲与税：710千円）

③ 森林緑地等維持保全業務委託、ナラ枯れ防除消耗品費

- 倒木処理などの清水谷の維持管理業務や、ナラ枯れ対策を含む森林管理に必要な消耗品を購入したもの。

【事業費】1,786千円（全額譲与税）



（施工前） 清水谷等重点保全業務委託 （施工後）

④ 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区の森林整備委託

- 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区における林内環境改善のための伐採を実施。

【事業費】729千円（うち譲与税：481千円）

⑤ 行谷寄附地実測図作成及び土留め設計委託、土留め設置委託

- 行谷の市有地の測量や行谷地内の森林整備に係る土留めの設計及び土留め設置をしたもの。

【事業費】4,526千円（うち譲与税：2,764千円）

⑥ 清水谷特別緑地内用地取得経費

- 清水谷特別緑地保全地区にて、買入の申し出があった土地の測量や不動産鑑定等を実施。一部年度内に完了せず令和7年度に繰越。

【事業費】29,527千円（うち譲与税：15,405千円）

⑦ 赤羽根字十三図周辺実測図作成

- 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区にて、買入の申し出があった土地の測量を実施。

【事業費】2,068千円（全額譲与税）

◆ 令和6年度森林環境譲与税関係事業 内訳

A令和6年度総事業額：54,637千円

B令和6年度譲与額：27,796千円

C基金繰入金：3,907千円

Dその他(一般財源等)：22,934千円